

高品質ソフトウェア技術交流会（細則）

分科会運営規約

1998年 4月17日制定
2001年 3月 9日改正
2004年 2月 6日改正
2004年 6月21日改正
2004年12月14日改正
2005年 5月20日改正
2010年 4月23日改正
2018年 6月13日改正

第1条（目的）

本内規は、 会則第3条（事業）（1項）の分科会の運営について規定する。

第2条（分科会の発足）

分科会を発足したい場合は幹事会へ発足依頼の連絡をする。
幹事会は発足の趣旨を確認し審議し承認する。
幹事会は会員へ分科会の発足を告示する。

第3条（分科会の名称およびテーマ）

分科会の名称およびテーマは各分科会に委ねる。
幹事会は、決定した名称およびテーマが、高品質ソフトウェア技術交流会にそぐわない場合、変更又は解散を指示できるものとする。

第4条（分科会の継続）

分科会の継続の可否は各分科会の会長・副会長に委ねる。
幹事会は、決定した名称およびテーマが、高品質ソフトウェア技術交流会にそぐわない場合、変更又は解散を指示できるものとする。

第5条（役員）

分科会には以下の役員をおく。
(1)分科会会長（1名）
(2)分科会副会長（1名以上）

第6条（役員の職務）

役員は以下の職務を遂行する。
(1)分科会会長
分科会運営についての責任を負い、分科会の進行を行う。
やむなく分科会を欠席する場合は事前に分科会副会長へ代理依頼する。
(2)分科会副会長
分科会会長を補佐し分科会を運営する。
分科会会長欠席の場合は分科会の進行を務める。

第7条（役員の選任）

役員は分科会のメンバーから選出する。
役員が職務の遂行を怠り、分科会の運営に支障をきたしていると幹事会が判断した場合、幹事会は役員の変更を分科会に指示する。

第8条（分科会と幹事会との連絡）

担当幹事は、幹事会と分科会との連絡業務を行う。

幹事会は、分科会担当幹事1名を選出し、会長が任命する。

幹事会は、担当幹事名を分科会長に通知する。

担当幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし分科会の期間を超えない範囲とする。

担当幹事に欠員が生じた時は、幹事会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第9条（分科会予算）

分科会は年度予算計画に基づき、会議室賃料、講師招待費用を使用することができる。

なお、講師謝礼およびお車代は定例会に準ずる。

第10条（分科会入会・継続）

年度初めに分科会は会員に対して分科会への入会・継続の募集案内を行う。会員はそれに対する会員登録申し込みによって、入会・継続の手続きを完了する。

以上